



事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 30 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」等の一部訂正について

令和 3 年 2 月 26 日付け保医発 0226 第 2 号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 3 年 2 月 26 日付保医発 0226 第 2 号）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について（令和３年２月２６日保医発 0226 第２号）

４ 別添１の第２章第１０部第３節Ｋ９３８を次に改める。

- (１) 消耗性電極とは、１回又は２回以上の使用により消耗し、交換が必要となる電極をいう。なお、この加算は一連の手術について１回のみ算定する。
- (２) 滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料をＣＤＣ手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合創~~創層~~に対して使用した場合は、区分番号「Ｋ９３８」体外衝撃波消耗性電極加算及び区分番号「Ｊ００３」局所陰圧閉鎖処置（入院）の「１」１００平方センチメートル未満の「注１」初回加算並びに「注２」持続洗浄加算を合算した点数を準用して算定する。

ア 区分番号「Ａ３０１」特定集中治療室管理料、区分番号「Ａ３０１－３」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「Ａ３０１－４」小児特定集中治療室管理料、区分番号「Ａ３０２」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「Ａ３０３」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

- (イ) BMIが３０以上の肥満症の患者
- (ロ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンＡ１ｃ（HbA１c）がJDS値で６.６％以上（NGSP値で７.０％以上）の者
- (ハ) ステロイド療法を受けている患者
- (ニ) 慢性維持透析患者
- (ホ) 免疫不全状態にある患者
- (ヘ) 低栄養状態にある患者
- (ト) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患~~又はもしくは~~皮膚の血流障害を有する患者
- (チ) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者

イ 以下に掲げる場合は、滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料~~ア~~以外の患者に対して使用する場合には、手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的で使用する局所陰圧閉鎖処置に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。

(イ) C D C手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合（「ア」以外の患者に対して使用した場合に限る。）

(ロ) C D C手術創クラスⅡ以下に相当する術後縫合創に対して使用した場合

ウ 区分番号「Ｋ９３８」体外衝撃波消耗性電極加算の「注」に定める規定は適用しない。